

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室[®]〕

現物給与の扱い

Q：給与の一部として、金銭以外に自社の商品などの物品を支給する場合の所得税の課税について教えてください。

A：給与は、金銭で支給されるのが普通ですが、食事の現物支給や商品の値引販売などのように次に掲げるような物又は権利その他の経済的利益をもって支給されることがあります。

物品その他の資産を無償又は低い価額により譲渡したことによる経済的利益

土地、家屋、金銭その他の資産を無償又は低い対価により貸し付けたことによる経済的利益

福利厚生施設の利用など 以外の用役を無償又は低い対価により提供したことによる経済的利益

個人的債務を免除又は負担したことによる経済的利益

これらの経済的利益を一般に現物給与といい、原則として給与所得の収入金額とされますが、現物給与には、職務の性質上欠くことのできないもので主として使用者側の業務遂行上の必要から支給されるもの、

換金性に欠けるもの、その評価が困難なもの、受給者側に物品などの選択の余地がないものなど、金銭給与と異なる性質があるため、特定の現物給与については、課税上金銭給与とは異なった取扱いが定められています。

（物品を支給する場合）

・使用者が通常他に販売する物品を支給する場合には、次に掲げる価額によります。

イ 製造業者が自家製品を支給する場合……製造業者販売価額

ロ 卸売業者が取扱商品を支給する場合……卸売価額

ハ 小売業者が取扱商品を支給する場合……小売価額

・使用者が通常他に販売する物品でないものを支給する場合には、その物品の通常売買される価額によります。ただし、使用者が役員又は使用人に支給するために購入した物品で、購入時から支給時まで間にその価額にさして変動がないものは、その物品の購入価額によることができます。

（商品、製品等の値引販売）

役員又は使用人に対し使用者の取り扱う商品、製品

等（有価証券及び食事を除きます。）の値引販売をすることにより、その役員又は使用人が受ける経済的利益については、その値引販売が次のいずれにも該当する場合には、課税されません。

イ 値引販売の価額が、使用者の取得価額以上で、しかも、通常他に販売する価額のおおむね70%以上であること。

ロ 値引率が、役員や使用人の全部について一律に、又は役員や使用人の地位、勤続年数等に応じて全体として合理的なバランスが保たれる範囲内の格差により定められていること。

ハ 値引販売をする商品等の数量が、一般の消費者が家事のために通常消費すると認められる程度のものであること。

（食事の支給）

使用者が支給する食事（宿日直又は残業をした場合に支給される食事を除きます。）については、その支給を受ける人がその食事の価額の半額以上を負担すれば、原則として課税されません。ただし、食事の価額からその人の負担した金額を控除した残額（使用者の負担額）が月額3,500円を超えるときは、使用者が負担した全額が給与所得とされます。

この場合の使用者の負担額が3,500円を超えるかどうかは、消費税及び地方消費税の額を除いた金額により判定します。

このほか、食事を支給した場合の取扱いについては、次のようなものがあります。

イ 通常の勤務時間外に宿日直又は残業をした役員又は使用人に対し、これらの勤務をすることにより支給する食事については、課税されません。

ロ 乗船中の船員に対し船員法第80条第1項（食料の支給）の規定により支給する食事については、課税されません。

なお、船員法第80条第1項の規定の適用がない漁船の乗組員に対し、乗船中に支給する食事については、その乗組員の勤務がその漁船の操業区域において操業する他の同項の規定の適用がある漁船の乗組員の勤務に類すると認められる場合に支給するものに限り、課税されません。

（永年勤続記念品等の支給）

永年にわたり勤務した役員又は使用人の表彰に当たり、記念として旅行、観劇等に招待し、又は記念品を支給することによりその役員又は使用人が受ける経済的利益で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、課税されません。

イ 利益の額が、その役員又は使用人の勤続期間等に照らして、社会通念上相当と認められること。

ロ 表彰が、おおむね10年以上勤務した人を対象と

し、かつ、2回以上表彰を受ける人については、おおむね5年以上の間隔をおいて行われるものであること。

(創業記念品等の支給)

創業記念、増資記念、工事完成記念又は合併記念等に際し、役員又は使用人に対しその記念として支給する記念品で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、建築業者、造船業者等が請負工事又は造船の完成等に際して支給するものを除き、課税されません。

イ 支給する記念品が、社会通念上記念品としてふさわしいものであって、その価額(処分見込価額

により評価した価額)が10,000円以下のものであること。

ロ 創業記念のように一定期間ごとに到来する記念に際して支給する記念品については、創業後相当な期間(おおむね5年以上の期間)ごとに支給するものであること。

この場合の経済的利益の額が非課税限度額の10,000円を超えるかどうかは、消費税及び地方消費税の額を除いた金額により判定します。

(税制委員会：赤羽総一郎、青木稔、藤澤利幸
グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)

ふるさとの宝 次代へのおくりもの

202

—美しい風景を後世に—

「屋敷林・保存樹を守りたい」

安曇野地域の美しい田園風景の中には古くからの屋敷が点在しており、北アルプスの季節風を防ぎ、暑い夏の日差しから涼を得るために屋敷の周りに樹木が植えられています。こうした「屋敷林」が数多く存在しており、人々の生活と共に長い歴史の中で作り上げられた先人達の智恵が屋敷林のある美しい安曇野の田園風景や山脈と調和する景観に込められていることに気付かされます。



保存樹・屋敷林見学ツアーには大勢が参加

こうした屋敷林を学び、保全し、まちづくりに活かすことを目的に、安曇野市では市民有志が中心となり「屋敷林と歴史的まちなみプロジェクト」が発足しております。プロジェクトでは屋敷林調査を実施し、ガイドマップや報告書の作成、「屋敷林フォーラム」を開催するなど精力的な活動がなされております。また所有者が苦勞する樹木維持の助けとなるべく、落ち葉拾

い等に協力する「屋敷林サポーター」制度も整え、現在約40名のボランティアが登録しているそうです。

松本市では緑化推進のため、美観上特に優れた樹木を「保存樹」に指定しており、現在100本が指定されています。最盛期には150本以上が指定されていましたが、多くが一般宅にあり、所有者が近隣配慮や維持負担に耐えきれず伐採する等その数は減少しています。

市では行政主体ではなく地域住民主導での保護管理を目指し、新しい保存樹のあり方を検討しています。昨年11月には保存樹の歴史的価値を伝える見学ツアーを実施しました。落ち葉を巡るトラブルが伐採の一因となっているため来年度へ向け落ち葉拾い等に協力いただくボランティア組織の設立も目指しているそうです。

地域に安らぎと美しい景観をもたらす「屋敷林」や「保存樹」を後世に伝えていくための活動が各地で始まっております。
(川船昌子編集委員)

環境ISO14001認証取得
(本社および山形バルクセンター)

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

サンリン株式会社
東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
http://www.sanrinko.co.jp/

 まごころ住宅

 Momose Architecture Create company
併設 M A C 設計室

代表取締役 **百瀬 衛貴男**

株式会社 **エムエーシー**

〒390-1401 長野県松本市波田4311番地1
TEL 0263(92)4035 FAX 0263(92)4604
E-mail magokoromac@ybb.ne.jp
URL http://www.geocities.jp/magokoromac/